

時代とハートを動かす

SEIKO

第156回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2017年6月29日（木曜日）
午前10時

場所 東京都港区虎ノ門一丁目23番3号
虎ノ門ヒルズ森タワー4階
虎ノ門ヒルズフォーラム ホールB

目次

■ 株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 株式併合の件	
第3号議案 定款一部変更の件	
第4号議案 取締役10名選任の件	
《株主総会招集ご通知 添付書類》	
■ 事業報告	19
■ 連結計算書類	38
■ 計算書類	41
■ 監査報告書	44

セイコーホールディングス株式会社

証券コード：8050

株主各位

証券コード8050
2017年6月12日

東京都中央区銀座四丁目5番11号
セイコーホールディングス株式会社
代表取締役社長 中村吉伸

第156回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第156回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、次頁記載のいずれかの方法により、2017年6月28日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時** 2017年6月29日（木曜日）午前10時
- 2 場 所** 東京都港区虎ノ門一丁目23番3号 虎ノ門ヒルズ森タワー4階
虎ノ門ヒルズフォーラム ホールB
- 3 目的事項** 報告事項 2017年3月期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項 **第1号議案 剰余金の配当の件**
第2号議案 株式併合の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役10名選任の件

4 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人による議決権の行使は、議決権を有する他の株主様への委任に限られます。その場合は、議決権行使書とともに委任状を、会場受付にご提出ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により会社にご通知ください。

以 上

インターネットによる開示について

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（下記URL）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

なお、本招集ご通知の添付書類は、監査役および会計監査人がそれぞれ監査報告を作成するに際して監査した書類の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（下記URL）に掲載させていただきます。

<http://www.seiko.co.jp/ir/>

議決権行使についてのご案内

議決権の行使方法は、以下の方法がございます。

「株主総会参考書類」をご検討のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただく場合



株主総会開催日時 2017年6月29日(木) 午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、本招集ご通知をご持参ください。

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）による議決権行使の場合



行使期限 2017年6月28日(水) 午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、
行使期限までに到着するようご返送ください。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合



行使期限 2017年6月28日(水) 午後6時まで

次頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

1 インターネットによる議決権行使について

- ① 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com/>

- ② 行使期限は2017年6月28日（水曜日）午後6時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- ③ 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- ④ パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- ⑤ インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

ご注意

- ※パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ※パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ※議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2 お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

1 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524**（平日 9：00～21：00）

2 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 9：00～17：00）

3 システムに係る条件

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- (1) 画面の解像度が 横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- (2) 次のアプリケーションをインストールしていること。
 - ア. Microsoft® Internet Explorer Ver. 5.01 SP 2 以降
 - イ. Adobe® Acrobat® Reader™ Ver. 4.0 以降または、Adobe® Reader® Ver.6.0以降
- (3) 行使された情報が改竄・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

ご参考

機関投資家の皆さまにつきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の連結業績を勘案し、経営基盤強化のため内部留保の充実に配慮しつつ、安定配当実施の方針に従い、次のとおりとさせていただきます。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類

金銭

2 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7.5円
総額1,550,510,783円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2017年6月30日

第2号議案 株式併合の件

1 提案の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、2018年10月1日までに全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式の併合を行うものであります。

2 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類および割合

当社普通株式について、5株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(2) 株式併合の効力発生日

2017年10月1日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

149,200,000株

3 その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。なお、その他の手続上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1 提案の理由

- (1) 第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合の割合（5分の1）に応じて発行可能株式総数を7億4,600万株から1億4,920万株に変更するとともに、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。
- なお、本変更については、第2号議案における株式併合の効力発生日である2017年10月1日をもって効力を発生する旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。(変更案第6条、第8条、附則)
- (2) 取締役会の運営について柔軟な対応を可能とするため、取締役会の招集権者および議長を、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役に変更するものであります。(変更案第27条)
- (3) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材を継続的に確保するため、会社法第426条および第427条に定める取締役および監査役の責任免除制度に基づき、取締役および監査役の責任免除の規定を新設するものであります。なお、変更案第32条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。(変更案第32条、第42条)
- (4) その他、上記の各変更に伴う条数の変更を行うとともに、一部文言の加除、修正を行うものであります。(変更案第10条、第12条、第15条、第19条、第22条、第24条、第30条、第31条、第35条、第37条、第38条、第40条、第41条)

2 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7億4千6</u> 百万株とします。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億4,920</u> 万株とします。

現行定款	変更案
<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の1単元株式数は、<u>1,000株</u>とします。</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、「<u>株式取扱規則</u>」に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すべき旨（以下「買増し」といいます。）を請求することができます。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の1単元株式数は、<u>100株</u>とします。</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、<u>株式取扱規則</u>に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」といいます。）を請求することができます。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事項は、<u>この定款に定めるもののほか取締役会が定める「株式取扱規則」</u>によります。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事項は、<u>法令または本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規則</u>によります。</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(招集者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、社長が招集し、議長となります。</p> <p>2. 社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会が定めた順序にしたがい</u>他の取締役が株主総会を招集し、<u>または議長</u>となります。</p>	<p>(招集者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、社長が招集し、議長となります。</p> <p>2. 社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い</u>、他の取締役が株主総会を招集し、議長となります。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会の議事録は、<u>会社法第318条の定めに従って作成し、会社に保存</u>します。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会の議事録は、<u>法令の定めに従い書面をもって作成し、当会社に保存</u>します。</p>

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p data-bbox="247 269 595 296">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="142 340 308 367">(取締役の任期)</p> <p data-bbox="137 376 707 473">第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。</p> <p data-bbox="189 482 707 616">2. <u>取締役が欠員になっても法定の人数を下回らない場合には補欠選任を行わないことができます。補欠選任された取締役の任期は、前任者の任期満了時までとします。</u></p> <p data-bbox="189 625 707 689">3. <u>増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了時までとします。</u></p> <p data-bbox="142 730 284 757">(役付取締役)</p> <p data-bbox="137 766 707 901">第24条 取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選任</u>することができます。</p> <p data-bbox="142 943 456 970">(取締役会の招集および議長)</p> <p data-bbox="137 979 707 1078">第27条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となります。</p> <p data-bbox="373 1087 468 1114">(新 設)</p> <p data-bbox="189 1192 707 1363">2. <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。</u></p>	<p data-bbox="878 269 1230 296">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="772 340 941 367">(取締役の任期)</p> <p data-bbox="768 376 1342 473">第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。</p> <p data-bbox="819 482 1342 580">2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了時までとします。</u></p> <p data-bbox="772 730 917 757">(役付取締役)</p> <p data-bbox="768 766 1342 901">第24条 取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができます。</p> <p data-bbox="772 943 1115 970">(取締役会の招集者および議長)</p> <p data-bbox="768 979 1342 1078">第27条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となります。</p> <p data-bbox="819 1087 1342 1185">2. <u>代表取締役が複数あるときは、代表取締役のうち、あらかじめ取締役会が定めた者が取締役会を招集し、議長となります。</u></p> <p data-bbox="819 1194 1342 1363">3. <u>前2項の規定により取締役会を招集し、議長となるべき者に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。</u></p>

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第30条 取締役会の議事録は、法令の定めに従い書面をもって作成し、出席取締役、出席監査役が記名捺印のうえ<u>会社</u>に保存します。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第31条 取締役会の運営は、取締役会が定める取締役会規則によります。</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第32条～第33条 (条文省略)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第30条 取締役会の議事録は、法令の定めに従い書面をもって作成し、出席取締役、出席監査役が記名捺印のうえ<u>当会社</u>に保存します。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第31条 取締役会の運営は、<u>法令または本定款のほ</u>か、取締役会が定める取締役会規則によります。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができます。</u></p> <p>2. <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であることを除く。)との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができます。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とします。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第33条～第34条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時</p>

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>株主総会の終結の時までとします。</p> <p>2. <u>監査役が欠員になっても法定の人数を下回らない場合には補欠選任を行わないことができます。補欠選任された監査役の任期は、前任者の任期満了時までとします。</u></p>	<p>株主総会の終結の時までとします。</p> <p>2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了時までとします。</u></p>
<p>第<u>35</u>条 (条文省略)</p>	<p>第<u>36</u>条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役会)</p> <p>第<u>36</u>条 監査役会は、法令または<u>定款</u>に定める事項のほか監査役の職務の執行に関する事項を決定することができます。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできません。</p>	<p>(監査役会)</p> <p>第<u>37</u>条 監査役会は、法令または<u>本定款</u>に定める事項のほか監査役の職務の執行に関する事項を決定することができます。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできません。</p>
<p>(監査役会の決議)</p> <p>第<u>37</u>条 監査役会の決議は、監査役全員の過半数により決定します。</p>	<p>(監査役会の決議)</p> <p>第<u>38</u>条 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役全員の過半数</u>により決定します。</p>
<p>第<u>38</u>条 (条文省略)</p>	<p>第<u>39</u>条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第<u>39</u>条 監査役会の議事録は、法令の定めに従い書面をもって作成し、出席監査役が記名捺印のうえ<u>会社</u>に保存します。</p>	<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第<u>40</u>条 監査役会の議事録は、法令の定めに従い書面をもって作成し、出席監査役が記名捺印のうえ<u>当会社</u>に保存します。</p>
<p>(監査役会規則)</p> <p>第<u>40</u>条 監査役会の運営は、監査役会が定める監査役会規則によります。</p>	<p>(監査役会規則)</p> <p>第<u>41</u>条 監査役会の運営は、<u>法令または本定款のほか、監査役会が定める監査役会規則</u>によります。</p>

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第41条～第44条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第42条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができます。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができます。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とします。</u></p> <p>第6章 計算</p> <p>第43条～第46条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>第6条および第8条の変更は、2017年10月1日をもって、その効力を生じるものとします。なお、本附則は、当該変更の効力発生日の経過後、これを削除します。</u></p>

第4号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役12名全員が任期満了となりますので、これに伴い、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	生年月日	現在の当社における地位	候補者属性
1	はっとり しんじ 服部 真二	1953年1月1日生	代表取締役会長 兼 グループCEO	再任
2	なかむら よしのぶ 中村 吉伸	1949年10月21日生	代表取締役社長	再任
3	おおくま あきひろ 大熊 右泰	1960年9月9日生	常務取締役	再任
4	かながわ ひろみ 金川 宏美	1962年9月30日生	取締役	再任
5	たきざわ しめす 瀧沢 観	1963年7月2日生	取締役	再任
6	たかはし しゅうじ 高橋 修司	1957年8月29日生	取締役	再任
7	ないとう あきお 内藤 昭男	1960年11月9日生	取締役	再任
8	いし い しゅんたろう 石井 俊太郎	1958年8月4日生	取締役	再任
9	カーستن・フィッシャー	1962年9月7日生	取締役	社外取締役候補者 再任 独立役員
10	えんどう のぶひろ 遠藤 信博	1953年11月8日生	—	社外取締役候補者 新任 独立役員

1

はっとり 服部 しんじ 眞二 (1953年1月1日生)

再任



所有する当社株式の数

11,396,448株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年4月 三菱商事(株)入社
1984年4月 (株)精工舎 (現セイコークロック(株)・セイコープレジジョン(株)) 入社
1996年4月 セイコープレジジョン(株) 取締役
2001年6月 同社 代表取締役社長
2003年6月 セイコーウォッチ(株) 代表取締役社長
2007年6月 当社 取締役
2009年6月 当社 代表取締役副社長
2010年4月 当社 代表取締役社長
2012年10月 当社 代表取締役会長兼グループCEO、現在に至る
2014年6月 (株)かんぼ生命保険 社外取締役、現在に至る
2015年6月 セイコーウォッチ(株) 代表取締役社長兼CEO
2017年4月 同社 代表取締役会長兼CEO、現在に至る

● 取締役候補者とした理由

服部眞二氏を取締役候補者とした理由は、当社グループ会社および当社の代表取締役社長を歴任し、現在では代表取締役会長兼グループCEOとして中長期的かつグローバルな視点から当社グループ全般の戦略立案を行い、経営の指揮を執るなど、その豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

2

なかむら よしのぶ
中村 吉伸

(1949年10月21日生)

再任



所有する当社株式の数

82,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1972年 4月 (株)精工舎 (現セイコークロック(株)・セイコープレジジョン(株)) 入社
 2001年 6月 セイコープレジジョン(株) 取締役
 2003年 6月 当社 取締役
 2004年 6月 セイコーウオッチ(株) 代表取締役常務取締役
 2008年 3月 セイコークロック(株) 代表取締役社長
 2008年 6月 当社 取締役
 2008年12月 当社 専務取締役
 2010年 5月 当社 代表取締役専務
 2012年10月 当社 代表取締役社長、現在に至る

● 取締役候補者とした理由

中村吉伸氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり当社の代表取締役社長として当社グループの経営の指揮を執り、主に財務体質の改善や事業収益の最大化に向けた事業ポートフォリオの再構築を推進するなど、その豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

3

おおくま あきひろ
大熊 右泰

(1960年9月9日生)

再任



所有する当社株式の数

15,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月 当社入社
 2007年 9月 セイコーウオッチ(株) 総務部長
 2009年 7月 当社 人事部長
 2010年 5月 セイコークロック(株) 取締役
 2013年 6月 当社 取締役
 2015年 1月 セイコーソリューションズ(株) 取締役・常務執行役員
 2016年 6月 当社 常務取締役、現在に至る
 2017年 1月 (株)オハラ 社外取締役、現在に至る
 2017年 4月 当社 秘書、人事、総務、IT推進、長期経営戦略担当、現在に至る
 2017年 4月 セイコーソリューションズ(株) 取締役・専務執行役員、現在に至る

● 取締役候補者とした理由

大熊右泰氏を取締役候補者とした理由は、入社以来、当社グループの一員として主に人事、総務業務に従事し、現在では当社の常務取締役として秘書、人事、総務、IT推進、長期経営戦略を担当するなど、その豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

4

かながわ ひろみ
金川 宏美 (1962年9月30日生)

再任

所有する当社株式の数

7,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社
 2012年4月 セイコーウォッチ(株) 第二営業本部 第一マーケティング部長
 2014年4月 同社 執行役員
 2016年6月 当社 取締役、現在に至る
 2017年4月 当社 広報、スポーツ・ブランディング、企業文化担当兼広報室長、現在に至る



● 取締役候補者とした理由

金川宏美氏を取締役候補者とした理由は、入社以来、当社グループの一員として主にマーケティング業務に従事し、現在では当社の取締役として広報、スポーツ・ブランディング、企業文化を担当するなど、その豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

5

たきざわ しめす
瀧沢 観 (1963年7月2日生)

再任

所有する当社株式の数

4,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 当社入社
 1993年8月 SEIKO U.K. Limited 出向
 2010年6月 当社 経理部長
 2016年6月 当社 取締役、経営企画、経理、法務担当、現在に至る
 2017年3月 当社 経営企画部長、現在に至る
 2017年4月 セイコーインスツル(株) 取締役・常務執行役員、現在に至る



● 取締役候補者とした理由

瀧沢観氏を取締役候補者とした理由は、入社以来、当社グループの一員として主に経理、経営企画業務に従事し、現在では当社の取締役として経営企画、経理、法務を担当するなど、その豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

6

たかはし しゅうじ
高橋 修司 (1957年8月29日生)

再任



所有する当社株式の数

12,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 当社入社
 2004年4月 セイコーウオッチ(株) 商品企画二部長
 2011年2月 同社 執行役員
 2012年6月 同社 取締役・執行役員
 2013年6月 当社 取締役
 2014年4月 セイコーウオッチ(株) 取締役・常務執行役員
 2015年6月 同社 取締役・専務執行役員
 2016年6月 当社 常務取締役
 2017年4月 当社 取締役、ウオッチ事業担当、現在に至る
 2017年4月 セイコーウオッチ(株) 代表取締役社長兼COO兼CMO、現在に至る

● 取締役候補者とした理由

高橋修司氏を取締役候補者とした理由は、入社以来、当社グループの一員として主に広報宣伝、マーケティング、商品企画などの業務に従事し、現在ではセイコーウオッチ(株)の代表取締役社長兼COO兼CMOとして経営の指揮を執るなど、その豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

7

ないとう あきお
内藤 昭男 (1960年11月9日生)

再任



所有する当社株式の数

27,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社
 2002年1月 SEIKO Australia Pty. Ltd. 社長
 2006年4月 当社 法務部長
 2011年6月 当社 取締役
 2013年6月 当社 常務取締役
 2016年6月 当社 取締役、現在に至る
 2016年6月 セイコーウオッチ(株) 取締役・専務執行役員、現在に至る
 2017年5月 SEIKO Corporation of America 会長兼社長兼CEO、現在に至る

● 取締役候補者とした理由

内藤昭男氏を取締役候補者とした理由は、入社以来、当社グループの一員として法務、総務業務に従事し、現在ではセイコーウオッチ(株)の取締役・専務執行役員として米国ウオッチ事業を担当するなど、その豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

8

いし い しゅんたろう
石井 俊太郎 (1958年8月4日生)

再任



所有する当社株式の数

16,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月 当社入社
 2005年10月 セイコーウオッチ(株) 商品開発部長
 2009年8月 当社 経理部長
 2010年6月 当社 取締役
 2013年6月 当社 常務取締役
 2013年8月 当社 取締役、現在に至る
 2013年8月 セイコーインスツル(株) 取締役・常務執行役員
 2016年6月 同社 取締役・専務執行役員
 2017年6月 同社 代表取締役・専務執行役員、現在に至る

● 取締役候補者とした理由

石井俊太郎氏を取締役候補者とした理由は、入社以来、当社グループの一員として主に商品開発、経理、経営企画などの業務に従事し、現在ではセイコーインスツル(株)の代表取締役・専務執行役員として電子デバイス事業を担当するなど、その豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

9

カーステン・フィッシャー (1962年9月7日生)

社外取締役候補者

再任

独立役員



所有する当社株式の数

30,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年10月 シュワルツコフ入社
 1996年3月 シュワルツコフ(株) 代表取締役社長
 1999年1月 ウエラジャパン(株) 代表取締役社長
 2003年7月 ウエラAG エグゼクティブ・バイスプレジデント
 2004年7月 ザプロクター アンド ギャンブル カンパニー コーポレート・オフィサー
 プロフェッショナル・ケア・プレジデント
 2007年1月 (株)資生堂 執行役員常務
 2010年4月 同社 執行役員専務
 2012年4月 同社 代表取締役 執行役員専務
 2015年6月 当社 社外取締役、現在に至る
 2016年7月 ケイト スペード アンド カンパニー 社外取締役、現在に至る

● 社外取締役候補者とした理由

カーステン・フィッシャー氏を社外取締役候補者とした理由は、グローバル企業の経営者を歴任し、その経歴を通じて培われたマーケティングに関する専門的な知識と経験に基づき、客観的な視点から当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。

10

えんどう のぶひろ
遠藤 信博 (1953年11月8日生)

社外取締役候補者

新任 独立役員



所有する当社株式の数

0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月	日本電気(株) 入社
2006年 4月	同社 執行役員兼モバイルネットワーク事業本部長
2009年 4月	同社 執行役員常務
2009年 6月	同社 取締役執行役員常務
2010年 4月	同社 代表取締役執行役員社長
2016年 4月	同社 代表取締役会長、現在に至る
2016年 6月	(株)かんぽ生命保険 社外取締役、現在に至る

● 社外取締役候補者とした理由

遠藤信博氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる企業経営者としての経歴を通じて培われた知識と経験に基づき、客観的な視点から当社取締役に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。

- 注 1. 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 注 2. カーステン・フィッシャー氏、遠藤信博氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 注 3. 当社は、カーステン・フィッシャー氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、本総会で再任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定です。また、遠藤信博氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、本総会で選任が承認された場合、同氏を独立役員として同取引所へ届け出る予定であります。
- 注 4. カーステン・フィッシャー氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- 注 5. 遠藤信博氏が代表取締役会長を務めております日本電気(株)は、2016年7月12日に東京電力ホールディングス(株) (旧東京電力(株))との電力保安通信用機器の取引に関して、公正取引委員会より独占禁止法に違反する行為がある旨の認定を受けました。また、同社は、2017年2月2日に消防救急デジタル無線機器の取引、2017年2月15日に中部電力(株)とのハイブリッド光通信装置および伝送路用装置の取引に関して、公正取引委員会より独占禁止法に違反する行為があったとして排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。同氏は、本件事実を認識した後、コンプライアンス体制のさらなる徹底と内部統制システム整備・運用の強化を図るなど再発防止策を推進し、その職責を果たしております。
- 注 6. カーステン・フィッシャー氏および遠藤信博氏が社外取締役に選任された場合、「第3号議案 定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は両氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

[ご参考]

<役員候補者の指名の決定プロセスについて>

当社は、役員候補者の指名および役員報酬に係る決定プロセスの客観性と透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として、社外役員が構成員の過半数を占めるコーポレートガバナンス委員会を設置しております。

第4号議案の役員候補者の指名は、同委員会の審議を経たうえで、取締役会にて決定しております。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

2016年度における世界経済は、前半は米国経済の足踏みや中国経済の失速懸念に加え、英国のEU離脱問題による金融市場の混乱などを背景に減速したものの、後半は米国の新大統領による経済政策への期待から米国経済が底堅く推移したほか、中国経済の下支えなどもあり緩やかに回復が進みました。

わが国の経済は、前半は円高の影響や訪日外国人客によるインバウンド需要の後退により足踏み状態が続きましたが、後半は円安・株高が進みそれまで低迷していた個人消費に回復の兆しが見え始めました。一方で、米国の経済政策への期待が剥落し、各国の保護主義の高まりによる世界経済の先行きへの不透明感から株安・円高が顕在化するリスクも想定されています。

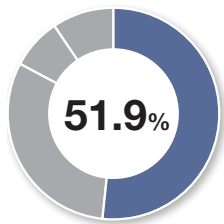
当社の当連結会計年度の連結売上高は、前年度から395億円減少し、2,571億円（前年度比13.3%減）となりました。事業別では、円高による影響などのためウオッチ事業、電子デバイス事業は売上高が前年度から減少しましたが、システムソリューション事業の売上高は前年度を上回りました。連結全体の国内売上高は1,348億円（同7.5%減）、海外売上高は1,222億円（同18.9%減）となり、海外売上高割合は47.6%でした。

利益面では、売上高の減少などにより営業利益は前年度から58億円減少し、74億円（同43.7%減）に留まりました。営業外収支は支払利息の削減など前年度から改善したものの、経常利益は前年度を52億円下回る66億円（同43.8%減）となりました。固定資産売却益4億円を特別利益に、特許契約関連和解金5億円や事業再編費用4億円などを特別損失に計上し、法人税等および非支配株主に帰属する当期純利益控除後の親会社株主に帰属する当期純利益は53億円（同55.6%減）となりました。

セグメント別の概況は、以下のとおりです。

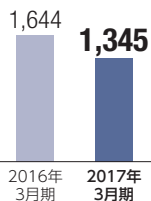
ウォッチ事業

売上高構成比



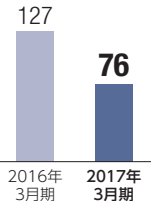
売上高

(億円)



営業利益

(億円)



※上記の比率は、各事業間の内部売上高又は振替高調整後の数値に基づき算出しております。

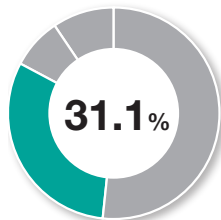
ウォッチ事業の売上高は、前年度比298億円減少の1,345億円(前年度比18.2%減)となりました。国内は、インバウンド需要の後退や個人消費の低迷による高級品の伸び悩みなどから売上が減少しました。主力商品である「ブランドセイコー」はレディースモデルが好調であったもののメンズモデルの売上は前年度を下回りました。「アストロン」「プロスペック」の売上は前年度を下回り苦戦しましたが、「プレザージュ」

「アルパ」の売上はほぼ前年度並みと健闘しました。インバウンド需要の後退も下げ止まりつつあり、邦人向け販売も話題商品に動きがみられるなど、穏やかではありますが回復基調に移行しています。海外は、円高の影響に加えて米国市場におけるデパート流通の落ち込みなどにより売上が減少しました。現地通貨ベースでは、欧州ではドイツやオランダなど、アジア・オセアニアではタイやオーストラリアなど、多くの国・地域の市場で売上を伸ばし堅調に推移しました。また、米国のマイアミ、中国の北京、広州などにセイコーブティックをオープンしました。ウォッチムーブメントの外販は、取扱商品の商流変更の影響のほか、米国・中国市場の低迷から前年度から大きく落ち込みました。

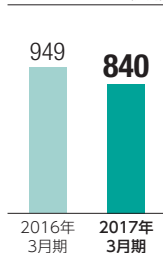
利益につきましては、売上高の減少により営業利益は前年度比51億円減少し76億円(同40.1%減)となりました。

電子デバイス事業

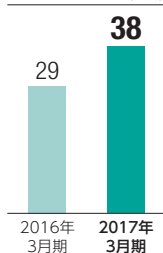
売上高構成比



売上高 (億円)



営業利益 (億円)

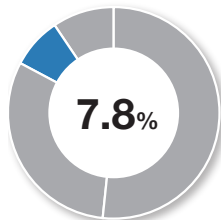


※上記の比率は、各事業間の内部売上高又は振替高調整後の数値に基づき算出しております。

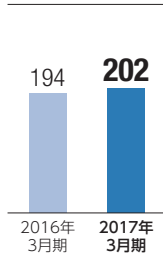
電子デバイス事業は売上高840億円（前年度比11.4%減）、営業利益38億円（同30.6%増）となりました。半導体がスマートフォン向け部品などを中心に数量ベースで順調に推移したほか、半導体製造設備向けの高機能金属製品など一部の製品が堅調だったものの、事業全体としては円高の影響や前年度の大判プリンタ事業の譲渡などにより前年度から売上高が減少しました。

システムソリューション事業

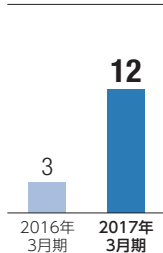
売上高構成比



売上高 (億円)



営業利益 (億円)

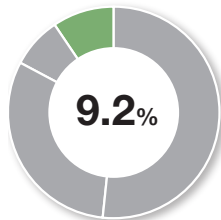


※上記の比率は、各事業間の内部売上高又は振替高調整後の数値に基づき算出しております。

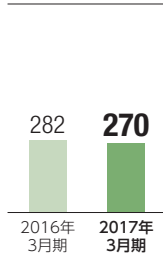
システムソリューション事業は売上高202億円（前年度比4.3%増）、営業利益12億円（同252.3%増）となりました。決済関連ビジネスを中心としたデータサービス事業やホームセキュリティ向けのモバイルソリューション事業などが好調に推移しました。

その他

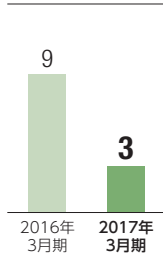
売上高構成比



売上高 (億円)



営業利益 (億円)



※上記の比率は、各事業間の内部売上高又は振替高調整後の数値に基づき算出しております。

その他の売上高は270億円（前年度比4.2%減）、営業利益3億円（同66.4%減）となりました。その他に含まれる事業では、和光事業はインバウンド需要の落ち込みにより売上高が減少しましたが、クロック事業は国内向けの売上高が増加し堅調に推移しました。

(2) 企業集団の対処すべき課題

第6次中期経営計画 (2017年3月期～2019年3月期)

当社は新たに2017年3月期を初年度とする第6次中期経営計画を策定し、推進中です。その内容は次のとおりです。

1 長期ビジョン

グループスローガン「時代とハートを動かすSEIKO」を踏まえて、当社グループが10年後の将来に向け長期的に目指す姿を次のように制定しました。

常に時代をリードする先進性と革新性を備え、お客さまの期待を超える製品と品質・サービスを提供し、世界中のステークホルダーと感動を分かち合えるグローバルな企業グループを目指す

2 基本方針

ウォッチ事業を中核とする高収益グループを目指し、「収益力の強化と成長への投資」を推進するとともに、「経営基盤の強化」を徹底する。

3 収益力の強化と成長への投資

- ① ウォッチ事業はグループの中核事業としてさらなる成長へ（収益の拡大）
- ② 電子デバイス事業はコアビジネスに経営資源を重点配分し、利益を創出（収益力の向上）
- ③ システムソリューション事業は第3の支柱事業として事業基盤を強化（収益力の強化）
- ④ その他の事業は安定した収益体質を継続（収益力の安定）

4 経営基盤の強化

- ① コーポレートコミュニケーションの強化
- ② 資本・財務政策の基本方針の継続
- ③ コーポレートガバナンスの強化
- ④ 組織・グループ機能の強化、人事政策の基本方針の継続

5 第6次中期経営計画目標数値

① 連結損益計画

(金額単位：億円)

	実績	中期経営計画	
	2017年3月期	2017年3月期	2019年3月期
売上高	2,571	2,900	3,100
営業利益	74	120	170
経常利益	66	120	180
親会社株主に帰属する当期純利益	53	100	125

② 事業別売上高

(金額単位：億円)

	実績	中期経営計画	
	2017年3月期	2017年3月期	2019年3月期
ウオッチ事業	1,345	1,600	1,900
電子デバイス事業	840	900	750
システムソリューション事業	202	200	250
その他	270	290	300
連結合計	2,571	2,900	3,100

③ 事業別営業利益

(金額単位：億円)

	実績	中期経営計画	
	2017年3月期	2017年3月期	2019年3月期
ウオッチ事業	76	120	170
電子デバイス事業	38	30	25
システムソリューション事業	12	10	15
その他	3	10	10
連結合計	74	120	170

④ 貸借対照表項目

(金額単位：億円)

	実績	中期経営計画
	2017年3月期	2019年3月期
総資産	3,288	3,400
純資産	1,071	1,200
自己資本比率	29.8%	35%
ネット有利子負債	1,012	750

6 当期における経過

① 収益力の強化と成長への投資

ウオッチ事業は、グループの中核事業としてさらなる成長を目指し、収益の拡大に努めました。高級品としてさらなる売上拡大を目指しブランドを独立させた「グランドセイコー」、世界初のGPSソーラーウオッチ「アストロン」、本格スポーツウオッチ「プロスペックス」の3つのグローバルブランドを中心として日本・欧米・アジア市場で積極的なマーケティング活動を行いました。しかしながら、当連結会計年度の業績は売上高・営業利益ともに、初年度の計画に対して未達に終わりました。こうした厳しい損益状況の中でもブランド価値向上への投資は削減せず、中長期的な視野に立って「2020年に向けてSEIKOを真のグローバルブランドに成長させ、世界の時計市場においてリーディングカンパニーとなることを目指す」ことを目標に、今後の成長に向けた投資を継続してまいります。

電子デバイス事業は、コアビジネスに経営資源を重点配分することで利益を創出し、収益力の向上に努めました。ここ数年にわたり取り組んできた不採算事業の整理・改善も進んだことから、収益力が前年度より大きく向上しました。売上高は円高の影響もあり初年度の計画に達しなかったものの、営業利益は初年度の計画を上回る結果となりました。

システムソリューション事業は、第3の主柱事業として事業基盤を強化しながら、収益力の強化に努めました。決済関連ビジネスが収益を牽引し、モバイル関連ビジネスが事業規模を拡大しました。利益を重視した事業運営の浸透や統合の完了に伴う経営合理化の進展もあり、売上高・営業利益ともに初年度の計画を上回る結果となりました。

その他に含まれる事業は、安定した収益体質を継続すべく、収益力の安定化に努めました。クロック事業は国内向け販売を中心に堅調に推移したものの、和光事業と設備時計事業は収益力の安定に課題が残り、事業全体としては売上高・営業利益ともに初年度の計画を下回る結果となりました。

② 経営基盤の強化

コーポレートコミュニケーションの強化については、セイコーブランドの価値向上を目指して、スポーツ、音楽および社会貢献を通じた積極的なブランディング活動を展開しました。

資本政策については、基本方針である継続的・安定的な配当の実施を目指して、1株あたり年間15円の配当を実施します。また、自己資本比率は29.8%と向上しましたが、計画の最終年度の目標値である35%に向けてさらなる改善を図ってまいります。財務政策については、引き続き有利子負債の圧縮に

努めましたが、ネット有利子負債は1,012億円となりました。計画の最終年度の目標値である750億円に向けて一層の削減努力を進めてまいります。

コーポレートガバナンスの強化については、コーポレートガバナンス・コードへの対応も踏まえ、役員業績連動報酬制度の導入や独立社外役員を中心としたコーポレートガバナンス委員会の設置など、体制の強化に努めました。

組織・グループ機能の強化については、グループの経営方針の策定や戦略の実行を主導し、事業会社へのサポート強化に取り組んだ結果、課題事業に関わる収益性の改善やグループ内の機能統合などを推進することができました。また、人事政策の基本方針である多様な人財の育成については、グローバル人財や次世代を担う幹部候補生の育成とともに、女性活躍推進へのさらなる取り組みに向けた施策を積極的に進めてまいります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 設備投資の状況

主として製造設備等の増強、更新等にウォッチ事業において2,752百万円、電子デバイス事業において4,866百万円、システムソリューション事業において1,975百万円をそれぞれ投資しております。

(5) 財産および損益の状況の推移

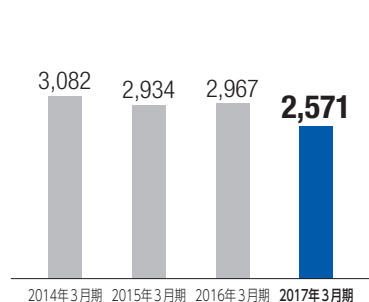
当期ならびに過去3年間の営業成績および財産の状況は以下のとおりです。

① 連結

区 分	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期
売上高 (百万円)	308,286	293,472	296,705	257,115
経常利益 (百万円)	10,165	12,373	11,879	6,671
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	7,422	21,778	12,142	5,392
1株当たり当期純利益	36円	105円	59円	26円
総資産 (百万円)	366,753	333,701	329,115	328,857
純資産 (百万円)	64,766	92,589	102,692	107,161
1株当たり純資産	304円	438円	457円	476円

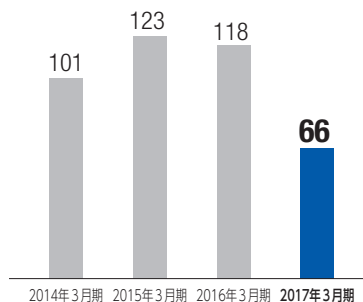
売上高

(億円)



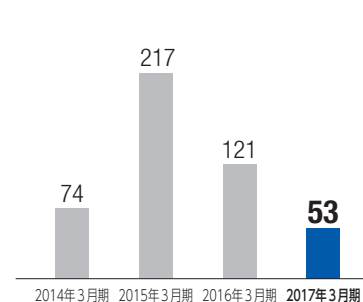
経常利益

(億円)



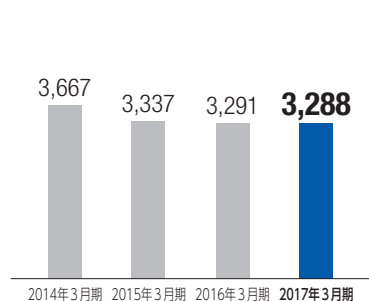
親会社株主に帰属する当期純利益

(億円)



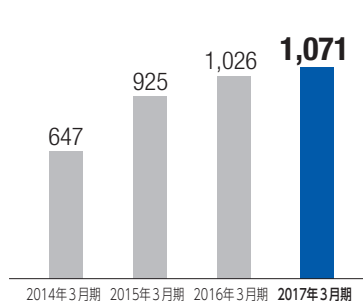
総資産

(億円)



純資産

(億円)



② 当社

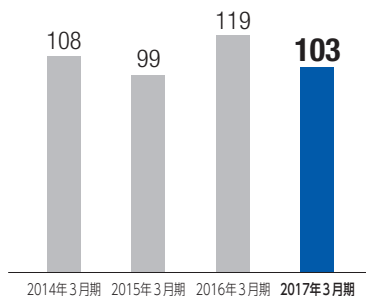
区 分	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期
営業収益 (百万円)	10,836	9,972	11,984	10,361
経常利益 (百万円)	3,390	1,730	4,393	2,324
当期純利益 (百万円)	3,349	14,953	3,370	3,271
1株当たり当期純利益	16円	72円	16円	16円
総資産 (百万円)	181,108	158,703	147,145	161,853
純資産 (百万円)	40,230	56,267	54,964	59,346
1株当たり純資産	195円	272円	266円	288円

注 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均株式数を用いて算出しております。

注 2. 自己株式を純資産の部に対する控除項目として表示しており、1株当たりの当期純利益および純資産の各数値は、それぞれ、期中平均株式数、発行済株式総数より自己株式数を控除して算出しております。

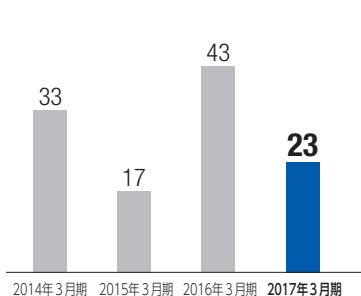
営業収益

(億円)



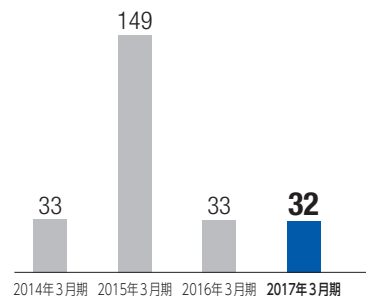
経常利益

(億円)



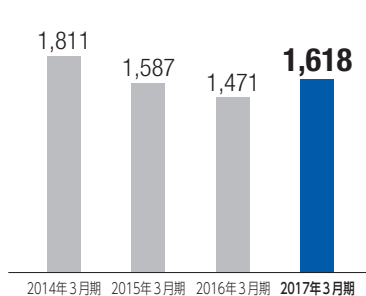
当期純利益

(億円)



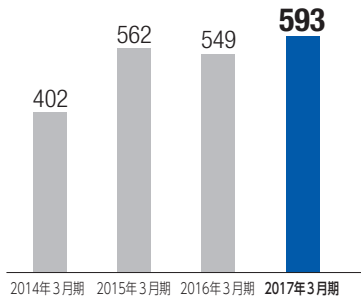
総資産

(億円)



純資産

(億円)



(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
セイコーウオッチ株式会社	5,000 百万円	100.0%	ウオッチの販売
SEIKO Corporation of America	111 千米ドル	100.0% (*)	ウオッチ等の販売
SEIKO Hong Kong Ltd.	129,300 千香港ドル	100.0% (*)	ウオッチ等の販売
セイコーインスツル株式会社	9,756 百万円	100.0%	精密機器・電子デバイス等の製造・販売
盛岡セイコー工業株式会社	1,000 百万円	100.0% (*)	ウオッチの製造
エスアイアイ・セミコンダクタ株式会社	9,250 百万円	60.0% (*)	半導体の製造・販売
Seiko Instruments (H.K.) Ltd.	128,700 千香港ドル	100.0% (*)	精密機器・電子デバイス等の製造・販売
Seiko Instruments Singapore Pte. Ltd.	32,288 千シンガポールドル	100.0% (*)	精密機器・電子デバイス等の製造・販売
セイコーソリューションズ株式会社	500 百万円	100.0%	情報通信システム等の開発・販売等

注 1. *の付された出資比率には、間接所有が含まれております。

注 2. 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	セイコーインスツル株式会社
特定完全子会社の住所	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 8 番地
当社および当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	33,783百万円
当社の総資産額	161,853百万円

(7) 企業集団の主要な事業セグメント

当社は持株会社であります。各事業が行う事業内容並びに主要な製品及び取扱商品は以下のとおりです。

事業区分	事業内容	主要な製品及び商品
ウオッチ事業	製造・販売	ウオッチ、ウオッチムーブメント
電子デバイス事業	製造・販売	半導体、水晶振動子、電池・材料、プリンタ、ハードディスクコンポーネント、カメラ用シャッター
システムソリューション事業	製造・販売	無線通信機器、情報ネットワークシステム、データサービス
その他	製造・販売等	クロック、高級宝飾・服飾・雑貨品、設備時計 他

(8) 企業集団の主要拠点等

当社の本社所在地は東京都中央区であり、各事業の主たる所在地は以下のとおりです。

事業区分	所在地
ウオッチ事業	東京都中央区
電子デバイス事業	千葉県千葉市美浜区
システムソリューション事業	千葉県千葉市美浜区
その他	東京都中央区

(9) 企業集団の使用人の状況

当社および連結子会社の使用人数は13,065名（前期末比372名減）であります。

(10) 主要な借入先および借入額

(単位：百万円)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	49,578
株式会社三井住友銀行	22,417
株式会社あおぞら銀行	9,975
株式会社千葉銀行	9,606

2 会社の株式に関する事項 (2017年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 746,000,000株

(2) 発行済株式総数 207,021,309株
(自己株式286,538株を含む)

(3) 当期末株主数 14,065名

(4) 上位10名の株主

氏名又は名称	持株数 (株)	持株比率 (%)
三光起業株式会社	23,677,501	11.5
服部悦子	18,069,542	8.7
服部真二	11,396,448	5.5
第一生命保険株式会社	9,000,000	4.4
服部秀生	8,104,276	3.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	5,520,000	2.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,467,000	2.6
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM	4,488,000	2.2
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC / HENDERSON HHF SICAV	3,753,000	1.8
清水建設株式会社	3,721,000	1.8

注 1. 持株比率は小数第1位未満を四捨五入して表示しております。

注 2. 上記は、2017年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

なお、以下の大量保有報告書が公衆の縦覧に供されておりますが、当社として2017年3月31日現在における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記には含めておりません。

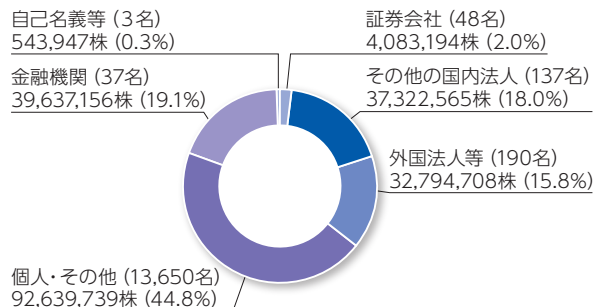
提出者：株式会社みずほ銀行およびその共同保有者3社

提出日：2017年1月11日

保有株券等の数：10,383,639株

株券等保有割合：5.02%

所有者別株式分布図



※自己名義等は、自己名義株式 (286,538株) および当社関係会社が所有する株式です。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職等の状況
服部 真二	代表取締役会長 兼 グループCEO	セイコーウオッチ株式会社代表取締役社長兼CEO 株式会社かんぽ生命保険（社外）取締役
中村 吉伸	代表取締役社長	
高橋 修司	常務取締役 秘書、広報担当	セイコーウオッチ株式会社取締役・専務執行役員
大熊 右泰	常務取締役 人事、総務、IT推進担当	セイコーソリューションズ株式会社取締役・常務執行役員 株式会社オハラ（社外）取締役
金川 宏美	取締役 スポーツ・ブランディング、企業文化担当	
瀧沢 観	取締役 経営企画、経理、法務担当 兼 経営企画部長	
内藤 昭男	取締役	セイコーウオッチ株式会社取締役・専務執行役員 SEIKO Corporation of America会長
藤井 美英	取締役	セイコーインスツル株式会社代表取締役会長 エスアイアイ・セミコンダクタ株式会社代表取締役会長
村上 斉	取締役	セイコーインスツル株式会社代表取締役社長
石井 俊太郎	取締役	セイコーインスツル株式会社取締役・専務執行役員
梅本 宏彦	取締役	BIC株式会社代表取締役社長
原田 明夫	取締役	住友商事株式会社（社外）取締役 山崎製パン株式会社（社外）取締役 一般財団法人日本刑事政策研究会代表理事 公益財団法人国際民事法センター代表理事 原子力損害賠償・廃炉等支援機構運営委員会委員長 弁護士
カーステン・ フィッシャー	取締役	ケイト スペード アンド カンパニー（社外）取締役
三上 誠一	常勤監査役	株式会社オハラ（社外）監査役
高木 晴彦	常勤監査役	
山内 悦嗣	監査役	スタンレー電気株式会社（社外）監査役 公認会計士
青木 芳郎	監査役	
浅野 友靖	監査役	第一生命ホールディングス株式会社取締役専務執行役員 東急不動産ホールディングス株式会社（社外）監査役

- 注1. 取締役原田明夫氏、カーステン・フィッシャー氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 注2. 監査役山内悦嗣氏、青木芳郎氏、浅野友靖氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 注3. 取締役原田明夫氏、カーステン・フィッシャー氏、監査役山内悦嗣氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
- 注4. 監査役山内悦嗣氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する高度の知見を有しております。
- 注5. 社外監査役浅野友靖氏の兼職先である第一生命ホールディングス株式会社の子会社である第一生命保険株式会社は、当社の借入先であります。その他の社外取締役および社外監査役の兼職先と当社との間に特記すべき関係はありません。
- 注6. 取締役土居聡氏は、2016年6月2日付で辞任により退任いたしました。
- 注7. 取締役内藤昭男氏は、株式会社オハラの子会社であるオハラ株式会社の社外取締役を2017年1月26日付で退任いたしました。
- 注8. 取締役梅本宏彦氏は、セイコーウオッチ株式会社の代表取締役副社長兼COOおよびセイコーインスツル株式会社の専務取締役を2016年6月1日付で退任いたしました。
- 注9. 取締役原田明夫氏は、株式会社資生堂の社外監査役を2017年3月28日付で退任いたしました。
- 注10. 取締役原田明夫氏は、2017年4月6日に逝去され退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額	摘要
取締役	14人	249百万円	
監査役	7人	66百万円	
計	21人	315百万円	

- 注1. 上記には、2016年6月2日をもって退任した取締役1名および2016年6月29日開催の第155回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名を含んでおります。
- 注2. 上記の報酬等の額には、報酬の対象期間に応じて、複数年にわたって費用を計上する業績連動型株式報酬制度であります〔株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））〕の当事業年度費用計上額は含まれておりません。当事業年度における費用計上額は、13百万円（支給対象：業務執行取締役6名）であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	原田 明夫	当事業年度開催の取締役会13回中8回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	カーステン・フィッシャー	当事業年度開催の取締役会13回中12回に出席し、主にグローバル企業の経営を通じて得た豊富な経験およびマーケティングに関する専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	山内 悦嗣	当事業年度開催の取締役会13回中13回、監査役会11回中10回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	青木 芳郎	当事業年度開催の取締役会13回中13回、監査役会11回中11回に出席し、必要に応じ、主に会社経営を通じて得た豊富な経験に基づき、発言を行っております。
監査役	浅野 友靖	2016年6月の監査役就任後開催の取締役会10回中10回、監査役会8回中8回に出席し、必要に応じ、主に保険会社の経営を通じて得た豊富な経験に基づき、発言を行っております。

② 社外役員の報酬等の総額等

人数	報酬等の額	当社子会社からの役員報酬等
6人	45百万円	4百万円

注. 上記には、2016年6月29日開催の第155回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ①「公認会計士法（昭和23年法律第103号）」第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額
..... 221百万円
- ②上記①のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額
..... 60百万円
- ③当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額
..... 228百万円

注1. 当社は、会計監査人との契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんのでこれらの合計額を記載しております。

注2. 「1. 企業集団の現況に関する事項 (6) 重要な親会社および子会社の状況」に記載の当社の重要な子会社のうち、SEIKO Corporation of America, SEIKO Hong Kong Ltd., Seiko Instruments (H.K.) Ltd., Seiko Instruments Singapore Pte. Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士（又は監査法人）の監査を受けております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等の額の同意をした理由

監査役会は、前事業年度の監査実績の評価、当事業年度の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況、及び報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社及び当社の子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である合意された手続業務等を委託し報酬を支払っております。

(5) 解任または不再任の決定の方針

当社は、法令の定めに基づき、相当の事由が生じた場合には監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任し、また、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案します。

6 会社の体制および方針

1 業務の適正を確保するための体制に関する決議の内容の概要

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役および従業員による企業倫理、法令および社内ルールの遵守の確保を目的として「企業倫理の基本理念」および「企業倫理行動指針」を定め、次のとおり、企業倫理・法令遵守の徹底を図ります。
- 1) 代表取締役社長は、繰り返し「企業倫理の基本理念」の精神を取締役、従業員に伝達し、企業倫理・法令遵守があらゆる企業活動の前提であることを徹底します。
 - 2) 代表取締役社長を委員長とする「企業倫理委員会」は、当社および子会社（以下、「当社グループ」という）に重大な影響を与えるおそれのある企業倫理上の問題および企業倫理遵守体制の見直しに関する事項等を審議し、その結果を取締役に報告します。
 - 3) 取締役・従業員が法令違反の疑義ある行為等を発見した場合に、速やかに「企業倫理委員会」へ報告される体制を整え、そのための情報伝達手段として「企業倫理ヘルプライン」を設置します。
 - 4) 企業倫理・法令遵守の意識を徹底・向上させるため、取締役・従業員を対象とした企業倫理研修を継続的に実施します。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 「社内文書管理規則」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存、管理します。
 - ② 取締役および監査役は、「社内文書管理規則」に基づき、常時、これらの文書等を閲覧可能とします。
- (3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 「リスクマネジメント規則」に基づき、当社グループのリスク管理に関する基本方針を定め、リスク管理体制を整備します。
 - ② 代表取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、当社グループの活動に影響を与えるビジネスリスクの掌握、リスクの識別・分析および評価・モニタリング等を含めたリスク管理プロセスの構築・整備ならびに監視を行います。
 - ③ リスクマネジメント委員会は、「リスクマネジメント規則」に基づき、定期的または必要に応じて各種リスクの状況を取締役に報告します。

(4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役、従業員が共有する目標として中期経営計画を策定します。また、同計画を構成する年度予算の進捗を四半期毎に管理会計手法を用いてレビューし、その改善策を検討・実施することにより、業務の効率化を推進します。
- ② 子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、その管理に関する基本規程を整備します。また、当社の常勤取締役および主要な子会社の代表取締役を構成員とする「経営協議会」を設置し、グループの経営方針および経営情報の共有化を図ります。
- ③ 取締役の職務分担、各部門の職務分掌・権限を明確にし、職務の執行の効率性を確保します。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社の企業倫理・法令遵守体制その他業務の適正を確保するための体制の整備を支援します。
- ② 子会社は、当社制定の「企業倫理の基本理念」、「企業倫理行動指針」を共有し、これらに従った経営を行います。また、当社は、子会社に法令違反等が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、子会社の内部通報制度の整備を支援します。
- ③ 当社は、「連結経営管理規則」に基づき、子会社の経営上の重要事項に関して当社への事前協議・報告を求めるほか、必要に応じ、当社の役員または従業員を取締役、監査役として派遣し、適切な監督・監査を行います。
- ④ 子会社は、「連結経営管理規則」に従い、業績、財務状況その他重要な事項を当社に報告するほか、必要に応じて、子会社の代表取締役が業務の執行状況を当社の取締役会に報告します。
- ⑤ 当社の内部監査室は、子会社の業務執行および法令・定款の遵守状況やリスク管理状況等について、内部監査を実施します。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ① 内部監査室が、監査役の職務を補助する体制とします。
- ② 内部監査室に配置された従業員は業務執行に係る職務を兼務しません。
- ③ 内部監査室の長の異動については、事前に代表取締役社長が監査役会と協議し、監査役会の意見を尊重します。

(7) 監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役および従業員は、財務、企業倫理遵守、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告するとともに、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実または法令・社内ルールに違反する行為が行われていることを発見したときは、直ちに監査役にその事実を報告します。
- ② 子会社の取締役、監査役および従業員が、当社または子会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルール

に違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役へ報告する体制を整備します。

- ③ 前2項の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けることがないよう、必要な体制を整備します。
- ④ 内部監査室の長は、内部監査業務の遂行にあたり、事前に常勤監査役との連携を保ち、重要な事項については適時常勤監査役へ報告するよう努めます。さらに内部監査結果を遅滞なく常勤監査役に報告し、定期的に監査役会に報告します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 内部監査室の他、監査役の個別の指示に基づき、総務部、経理部は監査役の監査実施を適宜補助する体制を確保します。
- ② 取締役会が業務の適正を確保する目的で設置し、適時開催する重要な会議、委員会等への監査役の出席を確保します。
- ③ 代表取締役社長は、必要に応じ、監査役会と会合を持ち、経営上の重要課題等について、意見交換を行います。
- ④ 監査役がその職務の執行について生じる費用を当社に請求をしたときは、当社が監査役の職務執行に必要なことを証明したときを除き、請求があった後、速やかに支払うものとします。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 企業倫理・法令遵守体制

- ① 代表取締役社長を委員長とする企業倫理委員会を年間2回開催し、子会社を含めた企業倫理問題および企業倫理遵守体制について審議するとともに、その結果を取締役会へ報告しております。
- ② 社内の法令違反行為等に関する従業員からの相談または通報を受け付ける窓口として、「企業倫理ヘルプライン」を社内および外部法律事務所に設置しております。これらのヘルプラインの利用方法については、社内イントラネットへの掲載、携帯カードの配付等により、従業員への周知を図っております。
- ③ 企業倫理・法令遵守の意識を向上させるため、定期的に企業倫理研修を実施しております。本事業年度は、常勤役員を対象に「不正リスク」を、従業員を対象に「ハラスメント」をテーマに実施いたしました。

(2) リスクマネジメント体制

- ① 代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を開催し、当社グループのリスクマネジメント体制

および各種リスク案件について審議しております。

また、同委員会は、その審議事項およびグループ横断で対応すべき重要リスクを取締役会へ報告しております。

- ② 危機発生時の対応に関しては、「危機管理マニュアル」にて当社の基本方針および災害等の個別のリスクの対応を定めております。

(3) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 各取締役の職務分担は取締役会決議により、各部門の職務分掌・権限は「組織分掌規則」に基づき定めております。
- ② 代表取締役および業務執行取締役が業務執行に関する重要事項を決定、執行するにあたり、他の取締役、監査役、部門長などとの意見交換、情報共有を行うための会議体として、経営戦略会議を設置しております。本事業年度は43回開催いたしました。
- ③ 子会社の事業執行に関し、連結経営の視点から管理機能および支援機能を果たすことを目的として「連結経営管理規則」を定めております。

(4) 当社グループの業務の適正を確保するための体制

- ① 「連結経営管理規則」に基づき、子会社の事業計画、年度予算、重要な企業倫理問題への対応等について適切に事前協議を行うとともに、経営上の重要事項について報告を受けるほか、必要に応じて当社の役員または従業員を子会社に派遣し、監督・監査を適切に行っております。本事業年度末においては、当社取締役10名、監査役2名、従業員3名を派遣しております。
また、子会社の代表取締役は、必要に応じて業務の執行状況を当社取締役会に報告しており、本事業年度においては子会社6社が報告しております。
- ② 当社の各部署は、子会社に対し、企業倫理・法令遵守体制や事業運営に関わる法規等を遵守するための体制整備を支援しております。なお、本事業年度は「不正リスク」、「国際税制対応」、「下請法」等をテーマに説明会を実施いたしました。

(5) 監査役監査の実効性を確保するための体制

- ① 内部監査室は、常勤監査役との定例会を月1回開催し、内部監査業務の実施状況等を報告しております。
- ② 常勤監査役は、経営戦略会議、リスクマネジメント委員会、企業倫理委員会等の重要な会議に出席しております。
- ③ 代表取締役社長は、監査役会へ出席し、経営上の重要課題等について意見交換・情報収集を行っております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
I 流動資産	(153,925)	I 流動負債	(136,767)
現金及び預金	35,355	支払手形及び買掛金	21,196
受取手形及び売掛金	39,730	電子記録債務	7,021
商品及び製品	43,514	短期借入金	49,468
仕掛品	13,627	1年内返済予定の長期借入金	30,038
原材料及び貯蔵品	9,035	未払金	13,311
未収入金	3,679	未払法人税等	936
繰延税金資産	3,992	繰延税金負債	20
その他	6,250	賞与引当金	3,995
貸倒引当金	△1,260	商品保証引当金	432
		その他の引当金	213
		資産除去債務	0
		その他	10,131
II 固定資産	(174,931)	II 固定負債	(84,928)
1 有形固定資産	(95,998)	長期借入金	54,055
建物及び構築物	72,678	繰延税金負債	7,381
機械装置及び運搬具	83,501	再評価に係る繰延税金負債	3,614
工具、器具及び備品	31,297	環境対策引当金	217
その他	2,908	商品券等引換損失引当金	162
減価償却累計額	△144,359	長期商品保証引当金	77
土地	48,945	事業撤退損失引当金	52
建設仮勘定	1,026	役員退職慰労引当金	39
2 無形固定資産	(16,336)	その他の引当金	18
のれん	7,298	退職給付に係る負債	12,428
その他	9,038	資産除去債務	702
3 投資その他の資産	(62,596)	その他	6,177
投資有価証券	48,131	負債合計	221,696
繰延税金資産	8,060	〔純資産の部〕	
その他	6,583	I 株主資本	(76,451)
貸倒引当金	△178	1 資本金	10,000
資産合計	328,857	2 資本剰余金	7,245
		3 利益剰余金	59,535
		4 自己株式	△329
		II その他の包括利益累計額	(21,668)
		1 その他有価証券評価差額金	14,962
		2 繰延ヘッジ損益	39
		3 土地再評価差額金	8,190
		4 為替換算調整勘定	△402
		5 退職給付に係る調整累計額	△1,121
		III 非支配株主持分	(9,042)
		純資産合計	107,161
		負債純資産合計	328,857

連結損益計算書 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 売上高	257,115
II 売上原価	160,823
売上総利益	96,292
III 販売費及び一般管理費	88,804
営業利益	7,487
IV 営業外収益	(2,645)
受取利息	147
受取配当金	734
受取家賃等賃貸料	422
受取ロイヤリティー	333
その他	1,007
V 営業外費用	(3,460)
支払利息	1,779
その他	1,681
経常利益	6,671
VI 特別利益	(490)
固定資産売却益	490
VII 特別損失	(1,046)
特許契約関連和解金	530
事業再編費用	403
事業構造改善費用	112
税金等調整前当期純利益	6,115
法人税、住民税及び事業税	1,668
法人税等調整額	△1,837
当期純利益	6,285
非支配株主に帰属する当期純利益	892
親会社株主に帰属する当期純利益	5,392

連結株主資本等変動計算書 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	7,246	57,323	△158	74,411
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,101		△3,101
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,392		5,392
自己株式の取得				△1	△1
株式給付信託による 自己株式の取得				△170	△170
連結範囲の変動			△54		△54
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△0			△0
その他			△24		△24
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△0	2,212	△171	2,039
当期末残高	10,000	7,245	59,535	△329	76,451

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額						非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	10,719	△28	8,190	1,647	△417	20,110	8,170	102,692
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△3,101
親会社株主に帰属する 当期純利益								5,392
自己株式の取得								△1
株式給付信託による 自己株式の取得								△170
連結範囲の変動								△54
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動								△0
その他								△24
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	4,242	67	—	△2,049	△703	1,557	871	2,429
連結会計年度中の変動額合計	4,242	67	—	△2,049	△703	1,557	871	4,469
当期末残高	14,962	39	8,190	△402	△1,121	21,668	9,042	107,161

注. 利益剰余金の「その他」△24百万円は当社持分法適用会社における当該会社株式の処分に伴う減少であります。

計算書類

貸借対照表 (2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	45,297	流動負債	49,333
現金及び預金	11,843	短期借入金	23,305
前払費用	537	1年内返済予定の長期借入金	20,701
短期貸付金	27,250	リース債務（流動）	1
未収入金	4,859	未払金	3,322
繰延税金資産	300	未払費用	450
その他	528	未払法人税等	10
貸倒引当金	△21	預り金	1,201
		前受収益	257
		賞与引当金	81
固定資産	116,556	固定負債	53,174
有形固定資産	23,091	長期借入金	37,407
建物	4,100	リース債務（固定）	10
器具備品	805	繰延税金負債	5,674
土地	18,173	再評価に係る繰延税金負債	3,614
リース資産	12	関係会社損失引当金	2,360
無形固定資産	2,565	株式給付信託引当金	13
借地権	1,952	環境対策引当金	9
商標権	13	資産除去債務（固定）	123
ソフトウェア	579	預り保証金	3,839
その他	20	その他	121
投資その他の資産	90,899	負債合計	102,507
投資有価証券	28,435	〔純資産の部〕	
関係会社株式	59,889	株主資本	36,833
出資金	0	資本金	10,000
関係会社長期貸付金	9,100	資本剰余金	6,625
破産更生債権等	10	資本準備金	2,378
長期前払費用	9	その他資本剰余金	4,246
差入保証金	2,414	利益剰余金	20,512
その他	198	利益準備金	121
貸倒引当金	△9,159	その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	20,390
		自己株式	△303
		評価・換算差額等	22,512
		その他有価証券評価差額金	14,322
		土地再評価差額金	8,190
合計	161,853	純資産合計	59,346
		合計	161,853

損益計算書 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
営業収益	10,361
関係会社受取配当金	5,799
経営管理料	1,953
ロイヤリティー収入	2,608
営業費用	8,729
営業利益	1,632
営業外収益	1,580
受取利息	434
受取配当金	720
業務受託手数料	154
その他	271
営業外費用	888
支払利息	709
不動産賃貸費用	121
その他	57
経常利益	2,324
特別利益	62
連結納税未払金免除益	62
特別損失	120
関係会社投資損失等引当金繰入額	120
税引前当期純利益	2,266
法人税、住民税及び事業税	△439
法人税等調整額	△564
当期純利益	3,271

株主資本等変動計算書 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	10,000	2,378	4,246	6,625	121	20,220	20,342
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△3,101	△3,101
当期純利益						3,271	3,271
自己株式の取得							
株式給付信託による 自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	170	170
当期末残高	10,000	2,378	4,246	6,625	121	20,390	20,512

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△131	36,835	9,942	△3	8,190	18,129	54,964
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△3,101					△3,101
当期純利益		3,271					3,271
自己株式の取得	△1	△1					△1
株式給付信託による 自己株式の取得	△170	△170					△170
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			4,379	3	—	4,383	4,383
事業年度中の変動額合計	△171	△1	4,379	3	—	4,383	4,381
当期末残高	△303	36,833	14,322	—	8,190	22,512	59,346

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

セイコーホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小尾 淳 一	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西野 聡 人	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高木 修	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セイコーホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セイコーホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

セイコーホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 尾 淳 一	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西 野 聡 人	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 木 修	㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セイコーホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第156期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2017年3月期事業年度（2016年4月1日から2017年3月31日まで）における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年5月10日

セイコーホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	三	上	誠	一	Ⓢ
常勤監査役	高	木	晴	彦	Ⓢ
社外監査役	山	内	悦	嗣	Ⓢ
社外監査役	青	木	芳	郎	Ⓢ
社外監査役	浅	野	友	靖	Ⓢ

以上

株主総会会場 ご案内図

開催日時 2017年6月29日（木曜日）
午前10時

会場 虎ノ門ヒルズフォーラム ホールB
東京都港区虎ノ門一丁目23番3号
虎ノ門ヒルズ森タワー4階
電話 (03) 5771-9201

株主総会会場は、下記案内図をご参照ください



セイコーホールディングス株式会社



この招集ご通知は、環境にやさしい紙と植物油インクを使用しております。